産後ケア事業のご案内

出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムが分からない、お産と育児の疲れから体調がよくないなど、出産後、育児等の支援が必要な方を対象に、姶良市では産後ケア事業を実施しています。

利用できる方

産後１年まで（※１）のお母さんとそのお子さんで、次の条件をすべて満たす方

★申請及び利用の時点で姶良市民である

★母親の体調不良や育児不安等がある

★医療が必要でない方

※１　宿泊型、デイサービス型の対象は、産後４か月までのお母さんとそのお子さんです。

産後ケアの内容

母子の体調にあわせて下記のサービスを受けることができます。

★お母さんの産後の体調管理とケア

★赤ちゃんのお世話の仕方や様子の見かた

★授乳やもく浴についての相談　など

※利用期間は、宿泊型、デイサービス型、訪問型併せて原則７日以内です。

・デイサービス型の利用時間は日中６時間となります。

・訪問型の利用時間は日中２時間となります。支援内容に家事支援は含みません。

１日当たりの利用料（自己負担額）

	宿泊型	デイサービス型	訪問型
生活保護世帯 市民税の非課税世帯	０円／日	０円／日	０円／日
一般世帯 （利用日数５日まで）	7,400 円／日	2,450 円／日	1,000 円／日
一般世帯 （利用日数６日目以降）	9,900 円／日	4,950 円／日	2,000 円／日

※利用料にお母さんの食事代は含まれますが、おむつ代等の追加料金があります。

※乳児が多胎児（双子など）の場合は、別途加算額があります。

【加算額】　２人目以降の乳児１人当たりの金額

	宿泊型	デイサービス型	訪問型
生活保護世帯・市民税の非課税世帯	０円	０円	０円
一般世帯（利用日数５日まで）	1,100 円	550 円	250 円
一般世帯（利用日数６日目以降）	2,200 円	1,100 円	500 円

（利用例）宿泊型を１泊２日で利用する場合

7,400 円（１日当たりの利用料）　×　２日分　＝　14,800 円（自己負担額）

裏面もご覧下さい

産後ケア事業のご利用方法

利用を希望される方は、下記まで事前にご相談ください。
※利用を希望する施設の空き状況については、各自でご確認ください。

① 利用申請

出産後、姶良市役所　健康増進課へ利用申請書兼同意書を提出してください。
申請は利用者本人またはご家族の方が行ってください。また、出産後のお母さんの体調や育児の状況についてお話をお伺いします。

★必要書類★
- □　産後ケア事業利用申請書兼同意書（窓口、または市ホームページから入手できます。）
- □　母子健康手帳
- □　転入前住所地の課税・非課税証明書
  （申請する年の１月１日時点で姶良市に住民票がない方のみ必要）
- □　申請者の身分証明書（写し可）

② 利用の決定

審査の結果、利用が決定しましたら、決定通知書をお送りします。
施設への予約は、利用者本人またはご家族の方が行ってください。

③産後ケア施設へ入所、産後ケアを受ける

入所等の際は、施設担当者へ決定通知書と母子健康手帳を提示してください。
利用期間は、宿泊型、デイサービス型、訪問型併せて原則７日以内です。

④退所、自己負担金のお支払い

自己負担金は、施設を退所される際に施設にお支払いください。

利用できる施設

【宿泊型、デイサービス型】

竹内レディースクリニック
姶良市東餅田５０２－２
TEL：(0995) 65-2296

フィオーレ第一病院
姶良市加治木町本町３０７-１
TEL：(0995) 63-2158

【訪問型】

リニエ訪問看護ステーションあいら
姶良市加治木町本町 119
季一遊 201 号
TEL：(0995) 73-7581

申請・問合せ先

姶良市役所　健康増進課　母子保健係　TEL (0995) 66-3293（直通）